

相違が遂に分裂に迄発展したることは別に各種の複雑な事情と行應りのあつたことも亦事實であつて、分裂そのものは如何なる見地より考ふるも不合理であり不自然であつた。従つて同盟本部としては、内部の統制規律上斷乎として處分せる精組合もやがては全國労働の旗の下に再び歸へるべき時期のあることを豫想し、一方又排撃同盟側としても全國労働と完全と分裂せる別個の同盟を結成することなく最後まで「全國労働クラブ排撃同盟」の名の下にその運動を続けつゝあつた。而して双方の間の対立抗争はその後引續き繼續されたのであつたが、一面より見れば兩者の間にはその運動方針に於て大差なきことも明瞭なる事實であつた。

従つてその後における各種の事情は、漸次兩者の對立を解消すべき條件を造り出した。

その第一は、全國労働大衆黨の昭和六年度大會に於けるクラブ問題に對する方針の決定である。元來クラブ問題は労働組合の統一問題であつて而かも黨の支持組合間に意見の對立ある以上その方針を政黨に於て取扱ふことには、矛盾と無理を伴ふことは明瞭であつたので、我が同盟は黨大會に於て本問題を扱ふことに反對したのであるが、黨内に於ける各種の事情は遂に黨として本問題に對する態度を決定すべき必要に迫られ、遂に十二月五、六、七日の大會は支持労働組合間に存する労働組合戦線統一方針に對する意見の對立の克服統一を主眼として

日本労働クラブは大右翼戦線の傾向を有し、統一協議會は對立

分離主義に墮するの危険性を有す、兩者の實質的なる解體統一による全國労働組合統一會議こそが我黨の方針の具現なりとす、との精神に共づき、その實行方針としては、全國労働はクラブの右翼偏向を打破してクラブの門戸開放實現のために戦ふべし、統一協議會系の各組合は又その狹隘性を清算して積極的にクラブに参加すべしとの方針を決定した。この決定の内容はクラブに關する賛否兩論の折衷に過ぎなかつたけれども全國労働大衆黨として一定の方針を決定した點に於て、本問題が黨内部に於て兩派の抗争激化の原因となることを防ぎひいては又支持労働組合の對立をより以上に發展せしめないための防壁となつたのである。我が同盟は、この黨の決定を自體に對しては全幅的に賛成し得なかつたが、黨内平和を保持し黨支持友誼團體との對立をより以上に深刻化せしめないがために、右の黨の決定を支持し、更に又右決定中の労働クラブの門戸開放のためにはクラブ第三回懇談會にこれを提案して別項報告の如くこれを可決せしめ得たのである。

第二に、無産政黨に對する態度に於て、クラブ排撃同盟側は急速にその内部の矛盾を表面化したことである。元來クラブ排撃同盟參加の組合の中には、極左翼的な合法政黨否認論を主張する一派と従來の全國労働の政治方針を保持するものとが含まれてゐたのであるが、全體的には全國労働大衆黨に對する態度は極めて曖昧であつたのである。然るにこの内部の情勢は前記のクラブ問題に關する黨大會の決定、及び又二月の總選舉に於ける加藤勤十君の立候補問題等を通じて、排

組合は左の通りである。

- 一、再建合同委員會(七月五日芝浦支部會館にて)
- 二、聲明書發表の件(全國労働新聞第四三號参照)
- 三、合同方法に關する件

第二回合同協議會(七月八日小石川傳道會館にて)

- 一、再建合同方法に關する件
- 二、準備委員選出の件

合同による復讐運動組合

- 東京聯合自動車現業員會、關東木材産業労働組合、關東食糧産業労働組合、日本運輸労働組合、全國映畫劇場従業員組合、關東金屬産業労働組合、東京地方自由労働者組合、日本鑛夫組合、

(二) ファツショ運動に對する 對策と處斷

(イ) 黨本部への意見書問題

我が同盟内部に於けるファツショ傾向は、昨年度大會以前滿洲事變勃發當時(昭和六年十月十二日の中央委員會に於て)對支出兵反對の件が可決されるに際し、今村等君の反對意見として現はれたのであつたが、當時この意見は同君の個人的反對意見として述べられたに過ぎなかつた。然るにその後本年三月六日全國代表者會議の直後に至り(三月十二日)今村、藤岡、安齋、望月、岩内の五君の連名にて、全國労働大衆黨に對

事同盟内部の政治的意見の對立として急速に表面化し、排同内部の多數が全國労働大衆黨支持の態度を保持せる關係上、一面に於ては同盟と排同の對立は或る程度迄緩和され、或る程度にこの傾向に更に拍車をかけた第三の事情は、昨年末より急速に進展せるファツショ傾向に對して、我が全國労働は果敢としてその紛争闘争を戦ひ抜いて同盟内部のファツショ分子を一掃し、同盟の階級的闘争方針を對社會的にも明確に示せる事實である。而して又この事實は、日本労働クラブの組合會議への發展改組運動と併行して行はれた關係上益々我が全國労働と排撃同盟との對立を固定化すべき條件を解消せしめたのである。

かくの如き事情の變化の結論として排撃同盟の合同復讐が具體化したことはむしろ極めて自然であると云ふことが出来よう。一方全國労働大衆黨本部の希望幹旋もあり、我が同盟は五月二十一日附をもつてクラブ排撃同盟に對して合同の提議をなしたのである。而してこの提議に對しては排同内部に於ては一部少數の反對はあつたが、六月三十日に開かれた排同の組合代表者會議は遂に右の提議を受諾することを多數をもつて可決したので、こゝに合同協議會は正式に成立することとなり、二回の協議會を経て合同準備を完了し、昭和七年七月二十三日全國組合代表者會議に於て合同を完成したものである。(別項會務報告第二回全國代表者會議の項参照)尙ほ合同協議會に於ける協議事項並に合同により復讐加盟せる